

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二·一第 卷八十五第

---

高田博士還曆記念論文集

---

行發月二年九十和昭

## ホッブスの經濟思想

白 杉 庄 一 郎

イギリスにおける近代經濟學の成立史を調べて行くと、トーマス・ホッブス (Thomas Hobbes, 1588—1679) といふ思想家が見落すことのできない重要性をもつてゐることが知られる。ホッブスの本領は云ふまでもなく經濟思想家といふよりは政治哲學者たるにある。しかしながら、彼が政治哲學上の諸論著に開陳してゐる經濟思想は、その後におけるイギリス經濟學の前驅とも見らるべきものを含んでゐる。その意味において彼もまた近代經濟學の成立史上にその名を記録さるべき理由をもつ。しかし現在ホッブス研究が意義をもつのは單にそれだけの理由からではない。現代の我々にとつてそれ以上に重要だと考へられるのは、彼が經濟をどこまでも國家の内部において捉へてゐる點である。實際、イギリスの思想家にしてホッブスほど明確に經濟問題を國家的見地から考察した思想家はないと云つてよからう。しかもそれは決して大陸におけるごとく經濟問題を主として財政問題として捉へるといつた意味においてではない。問題となつてゐるのはどこまでも近代的國民經濟なのである。のみならず更に重要なことは、國家と經濟に關するホッブスの考へ方が自由主義經濟學の祖國たるイギリスにおける——一部の經濟學者ではなくて——國民的傳統的な經濟觀にとつては決して異端視さるべきものではないといふことである。自由主義經濟學の支配にもかゝはらず重商主義的な思想や政策が生き續けてきたと云はれると同じ意味

において、我々は、ホツプスの思想がイギリス的現實の中に生きて働いてきたと云ひうる理由をもつのである。これらの理由からして私はイギリス經濟學の根本性格を見究めるための一つの手がかりとしてホツプスの經濟思想を檢討して見ようと思ふのである。

ホツプスは國家をリヴァイアサン (Leviathan) と呼ぶ人工的の人間と考へ、經濟をその營養と生殖において考へてゐる。まづ前者に關して彼は有名な「リヴァイアサン」(Leviathan, or The Matter, Forme, and Power of a Commonwealth Ecclesiastical and Civil, 1651) の第二篇第二十四章の冒頭でつぎの如く述べてゐる。「國家の營養 (the Nutrition of a Commonwealth) は生活に役立つ物質の豊富と分配 (the Plenty, and Distribution of Materials conducing to Life) すなはち調理もしくは調達 (Concoction, or Preparation) および (調理された場合には) 便宜な導管による公共的使用へのその運搬に存する。」と。彼が國家の營養といふのは、大體において、生産と分配のことであると云つてよ

5。

右のごとくホツプスが國家の營養として把握した經濟生活においては生産すなはち彼の所謂調理もしくは調達といふことがその出發點であることに氣づき、富の源泉としての、しだがつてまた經濟の原理としての人間勞働に想到してゐるのは、注目に値する重要な點でなければならぬ。その點に關して彼はかう云つてゐる。「物質の豊富といふことに關しては、それは自然によつて (我々の共同の母の二つの乳房たる) 土地と海から神が通常人類に無償で與へるか乃至は勞働に對して賣る財貨に限定されるものである。けだしこの營養物は動物や植物や礦物より成るのであるが、神はそれらを惜氣なく地中もしくは地表近く我々の前に置いてきたのであつて、それを受取るための勞働や勤勞 (the Labour and Industry) 以上のものを必要としないのである。そのかぎり、豊富は (神の

恩恵については「單に人々の勞働と勤勞に依存するにすぎないのである。」と『リヴァイアサン』第二篇第二十四章)。

『市民論』(Elementorum Philosophiae, Sectio tertia, De Civ. Paris 1642)——こゝではそのイギリス譯『政治および社會哲學入門』(Philosophical Rudiments concerning Government and Society, London 1651) によるのであるが——に於いては、ホツプスは富の源泉に關して一層詳しくつぎのごとく述べてゐる。「臣民を富裕ならしめるには二つのことが必要である、勞働と節約(Labour and Thrift)がそれである。第三の手段としては土地や海の天然の生産物があげられる。第四の手段もあるのであつて、戰爭(War)がそれである、戰爭は時としては臣民の貯財(貯蓄)を増大せしめるが、一層しばしばそれを減少せしめる。最初の二つだけが必要である。けだしやつと居住するに足るにすぎないやうな海中の島に建設された都市も、農業や漁業がなくとも、商業や手工業だけでもつて富裕になることができるからである。しかし、もし彼等が領土をもつならば、彼等は同數をもつてすれば一層富裕となり、同等の富裕ならば人口が一層大でありうるといふことは疑ひない。しかし第四の戰爭は掠奪、もしくは捕獲(Booting or taking Prey)といふ一般的稱呼の下に昔は獲得術の中に數へられた、そしてそれは市民社會構成前の家族に分散してゐた人類によつて公正にして名譽なことに考へられた。けだし掠奪は小さな力で遂行される戰爭以外の何物でもないからである。偉大な諸國家すなはちローマやアゼンスのそれは戦利品や外國からの朝貢や彼等が武力によつて購入した領土によつて時としては共同の富を大いに改善し、ために彼等は貧しい臣民から租税を徴収することを必要としなかつたばかりでなく、各臣民に對して貨幣と土地との兩方を分配した。しかしこの種の富の増加は一般化したり普及せしめたりさるべきではない。けだし利得を目的とする戰爭は賭博のやうなものであつて、

それによつて多くの者はその財産を失ふが、その財産を殖す者も殆んどないからである。それゆゑ土地や海の産物と勞働と節約との三つだけが臣民を富裕ならしめるに適宜のものであるから、支配者の義務はこの三つだけに關係をもつであらう。」と（第十三章第十四節）。

右のごとくホツプスが富の源泉を勞働や勤勞に發見してゐる點はきはめて重要な意味のあることがらでなければならぬ。そこに富の源泉をもつばら外國貿易に見た重商主義の立場を越えて行くことのできる手がかりが與へられてゐるといふ意味において重要であるばかりでなく、さらにそれ以上の深い意味をもつてゐると云つてよいのである。かつて私は言つた、近代の經濟生活は土地と勞働と資本といふ三つの所謂生産要素のうち資本の支配する生産方法を基底とし、一切の經濟過程が資本に隸屬せしめられるといふ意味において資本主義的である。

これに反し、來るべき新時代の經濟生活の根本原理は生産の主體的契機としての勤勞すなはち働くといふことになければならぬ。資本をもつて利潤を獲得すること即ち儲けるといふことではなくて、國家のために働くといふことが經濟生活の原動力となるのでなければならぬ。資本主義ないし營利主義ではなくて、勤勞主義でなければならぬ。この見地から資本主義的經濟體制の成立期にそれを基礎づけようとした經濟思想を回顧して見ると、そこにおいてもすでに生産の主體的契機としての勤勞が重視されてゐる點に氣づくのである。近代の經濟體制は封建的諸秩序に反抗して働く者の立場から自己を形成してきたのである、と（ベツタイの經濟理論本誌昭和十八年八月）。ホツプスの政治哲學はこのやうな立場から自己を形成して行つた近代的經濟體制の最初の自覺とも云はるべき側面をもつてゐるのである。しかしながら我々は、ホツプスが生産の主體的契機としての勤勞を重視してゐた點を高く評價すると同時に、彼の思想の中にもその勤勞が資本主義的自己分裂に陥つて行く傾向のあるこ

とを見逃してはならないであらう。この點に關して私は同じ論文において言つた、資本主義的經濟體制の成立期にそれを基礎づけようとした經濟思想においてもすでに生産の主體的契機としての勤勞が重視されてゐた。しかしそれが確立して行くにつれて、近代の經濟體制は自己を疎外して資本主義的經濟體制となつて行つた。働くといふことが自己の利益のために働くといふことであつたからである。そしてまたそこから生産の主體的契機としての勤勞が資本活動と單なる直接的肉體的生産活動とへ分裂して行つたのである。このことはホッブスについても妥當する。ホッブスの政治經濟思想においても、個人の幸福といふことがその出發點となつてゐるからである。ホッブスをして富の源泉を勤勞に發見せしめた根本の立場についてはこのやうな重要な限界があるにはあつた。しかしそれにしても、彼が富の源泉を勞働や勤勞に發見したことだけはどこまでも正しかつたのである。そして經濟學史の上から見ると、そこに富の源泉をもつばら外國貿易に見た重商主義的見解を越えて行くことのできる手がかりが與へられてゐたのである。もつともホッブス自身は後に見るごとくまだ富の源泉を外國貿易に見た重商主義を完全に脱却するところまでは行つてゐない。富の源泉を生産部面に求め、そこから全經濟生活を反省するといふところまでは行つてゐないのである。やがて見るごとく彼は所有權のごときも富の根源としての勞働や勤勞によつて規定される側面のあることには全く想到してゐない。

價値の觀念についても同じことが云へる。すなはち彼はまだ富の根源としての勞働が價値にかゝはりをもつものとは考へてゐないのである。價値は生産の側ではなくて需要の側から規定されるといふのがホッブスの價値觀であつた。彼は述べてゐる。「ある人の價値 (Value or Worth) は他のすべての物のそれと同じくその人の價格 (Price) である、すなはちその人の力の使用に對して與へられるであらうものに等しい、したがつて絕對的ではな

くて、他人の必要と判断に依存するものである。有能な軍隊の指揮者は戦時もしくは準戦時においては多大の價格をもつ、しかし平時はさうでない。博識にして清廉な裁判官は平時には價値が大であるが、戦時には大した價値をもたない。しかしして他の物におけると同じく人間においても、賣手ではなくて買手が價格を決定する。けだし或る人をして（大抵の人々が爲すごとく）自分で自分の價値を能ふかぎり高く評價せしめるにしても、その眞實の價値 (True Value) はそれが他人によつて評價される以上のものではないからである。」(「リヴァイマウン」第十章。また曰く、「契約されたすべての物の價値は契約者の欲望 (Appetite) によつて測定される、したがつて公正な價値 (Just value) とは彼等が甘んじて與へるものである。」(同第十五章。このやうにホッブスは價値をもつばら需要の側から決定されるものとなしてゐるのであつて、ロツシヤー (Wilhelm Roscher, Zur Geschichte der englischen Volkswirtschaftslehre im sechzehnten und siebzehnten Jahrhundert Leipzig 1851, S. 75) などの云をごとくホッブスに勞働價値説の萌芽を認めるといふやうなことは不可能なのである。

ホッブスの價値觀について述べたついでに、貨幣觀を見ておきたい。それがまた、富の眞實の源泉に迫らうとする一面をもつてゐたホッブスが重商主義的見解を脱却するところまで行つてゐないことを明かにするからである。彼は貨幣をもつて「國家の血液」(Blood of a Common-wealth) となし、つぎのごとく述べてゐる。

「私が調理 (Confection) といふのは、今たゞちに消費されないうで將來における營養のために留保される一切の貨物を、或る人が何處においてとあれその場所の提供するとき營養物をもちうるといふことを目的として、價値が等しく且つ持運ぶことができて人々が方々へ動いて行くのを妨げないやうな或る物に還元することである。しかしてこれは金や銀や貨幣以外の何物でもない。けだし金や銀は、(なにしろ) 世界のほとんどすべての國におい

て高く評價されるので、諸國民間における他のすべての物の價値の便宜な尺度であり、かつ貨幣は（一國家の主權者がその鑄造に用ひる材料が何であらうと）その國家の臣民の間においては他のすべての物の價値の十分な尺度であるからである。その尺度によつて一切の商品は、動産も不動産も、或る人の普通の居住地の範圍内であらうと範圍外においてあらうと、彼の赴くすべての場所へ同行せしめられる。そしてそれはその國家の内部で人から人へと移轉して行き、（それが通過するにあたっては）そのあらゆる部分を養ひながら循環して行く。そのかぎりこのやうな調理は云はゞ國家の血液生成（*Sanquification of the Common-wealth*）である、けだし自然の血液も同様に土地の果實から作られ、循環しながら途中において人間の身體のあらゆる部分を養ふからである。

「しかして銀や金はその價値を材料そのものからもつが故に、それらは先づその價値が一國家もしくは數國家の權方によつて變更せしめられえず、ために總ての場所における諸商品の共通尺度であるといふ特權をもつ。しかるに卑金屬貨幣は容易にその價値を引上げたり引下げたりすることができるのである。第二に、銀や金は諸々の國家をしてその軍隊を動かし、必要な場合にはそれを外國に派遣し、かつ旅行する私の臣民のみならず全軍隊に必需品を供給せしめるといふ特權をもつ。しかるに材料の大したものではない鑄貨は、その職分の刻印がなかつたならば、大氣の變化に堪えることができないから、國內においてのみその效力をもつにすぎない、國內においてもまたそれは法律の變化およびそれによる價値の減少を免れないのであつて、その結果それをもつ人々はしばしば損失を蒙るのである。」（同第二十四章）

ホツプスは貨幣をもつて富そのものと考へてゐたわけではない。貨幣とくに金銀を國家といふ人工的人間の血液と解することによつて、彼は、貨幣の本質を流通手段として捉へてゐたのである。しかし右に見られるごとく



獨金銀貨を尊重してゐる彼の貨幣觀のうちには重商主義的見解に共通するところがあると云つてよいであらう。

ホツプスが重商主義的見解を十分に脱却した立場に立つてゐなかつた結果として、見逃すことのできないのは、彼が正しくも富の源泉と考へた勞働もしくは勤勞が獨特の限定を伴つてゐるといふ點である。實際、彼のいはゆる勞働や勤勞は市民社會的範疇としての刻印を帯びてゐるのであつて、それは第一に個人主義的に概念されてをり、第二に物として商品として把握されてゐる。もつとも、第一の點を吟味すべき手がかりを與へるやうな思想はホツプスには見當らない。したがつてこゝでは勞働の物的把握について注意するにとどめておく。すなはち、ホツプスは外國貿易の必然性を説明してかう云つてゐる。營養物は普通商品と呼ばれる。そして一部分は國産品であり、一部分は外國品である。國産品とは國家の領土内で得られるものであり、外國品とは領土外から輸入されるものである。しかしして、「一國家の支配權に服する領土にして、(それがきはめて廣範である場合を別とすれば)、全體の維持と運動に必要な一切の物を生産するものはなく、また必要以上の何物かを生産しないものも稀である、國內で得られる餘剰品はもはや餘計なものとはならないで、外國において得ることのできるものゝ輸入によつてこれらの欲望を充す、そしてそれは交換か正當な戰爭か勞働かのいづれかによつて得られるのであるが、勞働によつて得られるといふのは人間の勞働もまた他の何らかの物と同じく利益と交換されうる商品 (a commodity exchangeable for benefit) であるからである。そして住居を提供する以上の領土をもたないにもかゝはらず、一部分は方々を取引して廻る勞働により且つ一部分はその原料が他所からもたらされた製造品を賣却することによつて、その力を維持するばかりでなく増加せしめてきた國家があるのである。」(同上)。このやうにホツプスは勞働を商品と見てゐるばかりでなく、外國貿易をも勞働として概念してゐる。そしてそこに、彼が富の源泉を勞

働に求めながら、重商主義思想を脱却しえなかつた理由があるのである。ホッブスと重商主義との關係についてはなほ後に述べる。

## 二

以上我々はホッブスのいはゆる國家の營養のうち物質の豊富すなはち調理もしくは調達について述べてゐるところを見てきたのであるが、つぎに分配に關する思想を見て行かうと思ふ。その點に關して彼はまづかう書いてゐる。「このやうな營養物の分配が私のも、や汝のも、や彼のも、即ち一言で云へば所有權 (Property) の制定であつて、あらゆる種類の國家において主權者の權力に屬する。けだし、國家の存在しないところにおいては、各人の隣人に對する不斷の戰爭があり、したがつてあらゆる物はそれを獲得し且つそれを實力によつて保持する人のものであるからである。これは所有權でもなければ共有でもなくて不確實である……それゆゑ所有權の成立は國家の結果であつて、國家を代表する人格によつてのみなされるにすぎない、即ち主權者の行爲にすぎず、主權をもたない者は作ることでできない法に存するのである。」(同上)。このやうにホッブスは所有權を主權者の分配といふことでもつて基礎づけてゐる。この種の分配は經濟學の普通前提して關説しないところであるが、その點に鑑み、ホッブスによる問題の扱ひ方はかへつて示唆的なものをもつてゐると云ふべきではなからうか。言ひかへると、彼は國家經濟の問題として生産物の分配だけではなく生産手段の分配をも取上げてゐるのである。

ホッブスの所謂分配においてまづ問題となるのは土地の分配であるが、それに關する彼の見解を見る前に、所有權の成立を國家權力に依存せしめる彼の見解に對して一言しておきたい。強制的權力すなはち國家のないところには、所有權はない、所有權は國家權力の組織と共に始まるとはホッブスの著書の諸所に見られる思想である。

たとへば彼は『市民論』の中に書いてゐる。

「國家レステイの設立される以前においては總ての物が總ての人々に所屬した、そして總ての物が共有されてゐるところでは或る人に固有に屬する物は何もありえないから、或る人が自分のものと呼び得るのに、他の人は同じ權利をもつて自分のものと主張してはならないやうなものはないから、所有權の始るのは國家の始る時であり、各人が國家全體すなはち主權者の法と權力によつて保持しうる物だけが彼に固有のものとなるといふことになる。このことから我々は、各個の市民が同市民のうちの何人も權利をもたない物に對して所有權をもつのは彼等が同じ法の拘束を受けるからであるといふことを知る。しかし各個の市民は、主權者（その命令は法であり、その意志は各人の意志を含み、かつ彼は各個人によつて最高の裁判官たらしめられたのである）が權利をもたないやうな所有權をもたないのである。」（第六章第十五節、第十二章第七節）

おもふに、國家權力なくして所有權なしといふ主張は全く正しいと云はなければならぬ。國家權力を前提することなしに、所有權は存立しえないのである。あらゆる近代國家の憲法は所有權を保證してゐるが、所有權は憲法の原則的保證をまつて初めて安固たりうるのであつて、そのかぎり所有權は國家權力を前提すると云はなければならぬ。しかしながらそれと同時に、國家權力が所有權にかゝはりをもつのは主としてその享受にかゝはるといふことを忘れてはならない。國家は所有權を認容しはするが、所有權の對象たる物を作るものではない。所有權が成立するためには國家權力の認容に先立つて所有の對象とその事實が存在しなければならぬが、しかも所有の對象となるものはすべて何等かの意味において人間の勤勞の所産でなければならず、そして所有の對象に勤勞が體化されてゐるといふことがその認容に對する究極の根據となるのでなければならぬ。勿論、所有權

の究極の根柢は人間の生存といふことに求められねばならないであらう。人間は生きて行くためには諸種の外的物質を必要とする。したがつて人間は自己の生存に必要な外的物質を確保しなければならぬ。そしてそこに外的物質に對する支配としての所有權もしくは財産權の承認さるべき自然的根據があるのである。しかしながら、これは決して無條件ではない。人間の生存に必要な物質は、普通の状態における空氣や水のごときを別とすれば、單に自然に與へられると云つたものではない。自然に與へられるものが直ちに使用されうる場合にも、それを確保するためには人間が自ら働かなければならない。のみならず、自然に與へられるものは大抵は素材にすぎない。それが人間の生存に役立ちうるためには加工されなければならぬ。人間の生存に必要な物質は、自然の所與を素材として人間の作るものだと言つてよいのである。そして作るといふこと換言すれば働くといふこと即ち勤勞を條件として所有權が成立するのである。かくして所有權はその根據として勤勞と享受といふ二つの支柱をもつと云つてよい。しかるにホッブスが所有權を單に國家權力にかゝはらしめる場合、彼はそれをもつばら享受の側から見てゐると云はなければならぬ。國家の認容は所有權の享受にかゝはるのである。しかし享受の側面の側面を取上げることによつて可能となるであらう。ロツクの創唱した勞働所有權説の主張するやうな側面が所有權の一契機として含みこまなければならないのであつて、云はゞホッブスとロツクとを綜合し止揚することが具體的な所有權の理論に到達する道でなければならぬであらう。勿論、ロツク流の勞働所有權説のいはゆる勞働は、イェーリンクなどの主張するごとく、手や腕の勞働ばかりでなく精神や技能の勞働を含めたものであるかどうかは疑はしい。所有權の基礎としての勤勞は單なる肉體的生産活動のほかに精神的生産活動をも含めた廣

義の勤勞すなはち經濟的生產活動一般と云つたものでなければならぬ。のみならず、この意味の勤勞はどこまでも共同體的側面をもつたものでなければならぬ。勤勞はそれに必要な知識や技術さらには勤勞の手段や對象といふ點から見ても常に一定の社會を前提するばかりでなく、それは常に一定の人間關係を通じて遂行されるものである。所有權に對する國家の認容は單にその對象が勤勞の所産であるといふことを條件とするものではなくて、それが一定の公的秩序の範圍内における勤勞の所産であるといふことを條件とするものである。ばならない。しかるにロツク流の勞働所有權説は云ふまでもなくホツプス流の國法説といへどもこの側面に對する十分の自覺をもつてゐないのである。ロツク以來の勞働説が個人主義的なものであることは周知のことからに屬する。これに反し、ホツプスの思想を特にロツクのそれと對照して考察すると、全體主義的ないし國家主義的とも云はるべき傾向を示してゐる。しかしホツプスの全體主義的ないし國家主義的な立場も詳しく見て見ると、ロツクに通ずるとこまでも市民的個人主義的な側面をもつてゐたといふことは、深く注意さるべき點でなければならぬ。この點はすでに多くのホツプス研究者がホツプスの國家論の根本性格として指摘してきたところである。私は彼の經濟思想なかく分配理論の一項目としての財産理論についてこの點を明かにしておきたいと思ふ。

### 三

ホツプスが分配論の問題として先づ第一に取上げてゐるのは土地の分配である。土地の分配に關しても所有權は主權者の分配に依據するといふ主張が適用される。すなはち、主權者は臣民ではなくて自己自身が衡平と共同の福利に合致すると判斷するところに従つて各人にその一部分を割當るといふのである。彼は一切の土地所有

は原初的には主權者の恣意的分配に由來するとも云つてゐる。そして彼は土地所有をこのやうに主權者の本源的分配に依據せしめるところから、臣民の所有權は主權者の支配權を排除するものではなく、他の臣民のそれを排除するにすぎないといふ重要な推斷を導き出してゐる。曰く、「一臣民がその土地に對して有する所有權は自餘一切の臣民を排除してそれを使用せしめない權利に存するのであつて、その主權者——それが合議體であらうと君主であらうと——を排除する權利にあるのではない」と『リヴァイアサン』第二十四章。そしてあらゆる私人がその財産に對して主權者の權利を排除するとき絶對的所有權をもつといふ思想は國家を崩壞に導く傾向があるとして次のごとく述べてゐる。「實際、各人は他のあらゆる臣民の權利を排除する所有權をもつ、そして彼はただそれを主權者の權力からそれをもつ、主權者の權力がなかつたならば他のあらゆる人が同じ物に對して同等の權利をもつ。しかしもし主權者の權利もまた排除されるとするならば、主權者は彼等が彼にまかせた職務を實行することができない、すなはち彼等を外敵や相互の侵害から防衛することができない、したがつてもはや國家は存在しない。」と（同第二十九章）。

右のごとくホッブスは臣民の所有權を主權者の分配に依據せしめ、あらゆる臣民がその土地や財産に對して主權者がそれを使用する權利を排除するとき所有權をもつといふ主張を否定してゐるのであるが、しかしかゝるホッブスの云はゞ國家主義的な所有權論においても絶對的な主權者の權利は決して臣民の所有權に牴觸したり乃至これを無視したりするといつた性質のものとしてされてゐるのではないことに注意しなければならぬ。ホッブスの所有權論の究極の目的は、決して臣民の所有權を否認するといふことではなくて、それを基礎づけるといふことであつたのである。現に彼はかう云つてゐる。「主權者すなはち（彼がその人格を代表する）國家は共同の平和と

安全に役立つ以外の何事をもなさないと解せられるので、このやうな土地の分配も同じ目的でもつてなされると解される。したがつて彼のなす分配にしてそれを害するものはすべて、自己の平和と安全を主権者の自由と良心とにまかせるあらゆる臣民の意志に反し、したがつてあらゆる臣民の意志によつて無効と看做される。」ともつとも主権者の分配が衡平と自然法に合すべきだといふのは當爲にすぎなかつた。主権者のこれが違反に對する保證は何ら用意されてゐないのであつて、主権者の違反に對して責任を負ふべきものはどこまでも臣民自身であつた。そのかぎりホツプスの絶對主義の立場は一貫してゐるのであつて、彼はかう云つてゐる。「主権者たる君主もしくは主権者たる合議體がその激情に驅られ自己自身の良心に反した多くのことがらをなすやう命ずることがあり、これが信託と自然法の違反であることは眞實であるが、しかしこれは或る臣民がその主権者に戰爭をなしたりその不正を非難したり或は何らかの方法によつて誹謗したりすることを正當化するには足らない。なんとなれば彼等は主権者の一切の行爲を正當化し、主権者に權力を附與するに際してその行爲を自分自身の行爲となしてきたのであるからである。」と(同上)。これは彼の所謂國家契約から導き出される必然的歸結であつた。しかし彼の所謂國家契約がすでに個人主義的であることに照應して、彼の絶對主義的な立場はどこまでも個人主義を基礎としてゐた。所有權の問題においても、一方においてそれを云はゞ國家主義的に基礎づけて主権者の權力に依據せしめると同時に、他方においてはどこまでも個人所有といふものを承認しこれを原則としてゐるのである。現に彼は土地の國有に反對して述べてゐる。

「土地の分配に際して國家自身がその一部分をもち、その代表者によつてそれを占有したり改良を加へ、つて共同の平和や防衛が必ず必要とする全經費を支辨するに足らしめうると考へられるでもあらう。人間的な激情や弱點を免れてゐると考へられる代表者がありうるならば、それは全く眞實であらう。しかし人間の本性はさう

でないから、公有地や或る特定の國家收入を設定することは無駄である、そしてそれは主權が公共財産 (public property) を長期もしくは高價な戰爭に注ぎこむやうな貨幣に無頓着であつたり冒險的であつたりする君主や合議體の手に歸するや否や、政府の崩壞や單なる戰爭状態に導く傾きがあるのである。國家は規定の食物で我慢することができない、蓋し思ふに其經費はその食欲によつてはなくて外的偶然と隣國の食欲とによつて制限されるので、公共の富 (Publick Riches) は非常時局が必要とするより以外の制限によつて制限されないのである。(同上)

右のごとき理由によつてホッブスは國家に土地の一部分を留保することを無益と考へ國有地の拂下げを提唱してゐるのである。その點、彼の國家主義的な財産論も、裏返へして見れば、個人主義的市民的なものであつたのである。この種の個人主義的市民的な立場は、今その詳細に立入る餘裕をもたないが、ホッブスの租稅論にも明瞭に現はれてゐる。

おもふに近代の成初期における全體主義もしくは國家主義とも考へらるべき思想傾向は決して初めから個人主義と矛盾するといつたものではなかつたのである。少くともイギリスにおいてはさうであつた。かつて私は言つた、普通、重商主義は全體主義ないし國家主義の範疇に屬するものときめられてゐる、しかし重商主義の最も成功したイギリスに關するかぎり、その根柢にはすでに個人主義のないし自由主義的とも云はるべき傾向があつたのであつて、このことは例へばアダム・スミスなどに最も明瞭に看取されるごとく個人主義ないし自由主義の裏に全體主義ないし國家主義の範疇をもつて律せらるべき傾向がはたらいてゐることゝ共に深く注意さるべきことからである。と(拙稿トーマス・マンの『財産論』本誌昭和十八年三月)。十七世紀のイギリスを代表する最も包括的な國家哲學者ホッブスの經濟思想の検討もまたこの結論を確證するやうに思はれる。すでに述べたごとくホッブスの經濟思想も重商主義の範疇をもつて律せらるべきものである。すなはち、財産論に見られるごとくホッブスの個人主義的市民的な立場はどこまでも商業市民的すなはち重商主義的であつたと云はなければならぬのである。しかし私はホッブスの經濟思想の重商主義的性格の一層詳しい究明はこれを別論に譲ることゝしたい。